

答申第665号  
平成29年12月19日

(字)

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕

答申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、平成29年9月29日付け  
神中保保第65号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市中央区保健福祉部保護課における防犯カメラの設置について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 中央区保健福祉部保護課受付に防犯カメラを設置することは、犯罪や迷惑行為等の抑止及び発生時の迅速・適切な対応に寄与するものであり、市民の安全確保の観点から、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市中央区保健福祉部保護課における防犯カメラの設置について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 不当要求行為者の画像等

上記情報の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声